

平成 17 年 1 月 24 日
全学教育委員会決定

学生宿舎の入居応募資格及び選考方法

1．応募資格

- (1) 本学の博士前期課程及び博士後期課程の学生で、次のいずれかに該当する者
原則として、自宅から本学までの通学距離が 2 0 k m 程度以上、または公共交通機関による所要時間が 1 時間以上の者。
上記 の基準は満たさないが、当該研究科長が特に成績優秀者であると認めた者
その他やむを得ない事情があると当該研究科長が認めた者
- (2) 本学の研究生、特別聴講学生及び特別研究学生のうち外国人留学生
- (3) その他学長が適当と認めた者
学術交流協定による交換学生
その他

2．選考方法

- (1) 新入生（又は学内進学者）に係る選考は入試成績（学内進学者にあつては選抜試験の成績）を、在学生に係る選考は在学中の学業成績を考慮し、各研究科において入居者選考原案を作成する。
- (2) 次に掲げるものは、各研究科の割当て戸数内でそれぞれ配慮できるものとする。
身体障害者（日常生活動作に支障のある者）
外国人留学生（「留学」の在留資格を有する者又は取得予定の者）
自宅が火災、風水害、地震等の被害を受けるなど特別な事情があると認められる者
1 の(1)の により入居申請した者

3．報告

選考プロセスを全学教育委員会に報告する。